

## ○みよし市こどもの権利条例施行規則

令和7年6月30日

規則第22号

(趣旨)

第1条 この規則は、みよし市こどもの権利条例（令和7年みよし市条例第30号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(兼職等の禁止)

第3条 擁護委員会の委員（以下単に「委員」という。）は、衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治団体の役員と兼ねることができない。

2 委員は、市に対して請負をする企業その他の団体の役員と兼ねることができない。

3 委員は、前2項に定めるもののほか、擁護委員会の職務の公平性が保たれないおそれがある職であるものと兼ねることができない。

(遵守事項)

第4条 委員は、条例第22条に規定する職務を行うに当たっては、次のことを遵守するものとする。

(1) 職務上知り得た秘密を漏らさないこと。その職を離れた後も同様とする。

(2) こどもの権利侵害についての相談及び救済の申立て（以下「相談等」という。）をした者の人権に十分配慮すること。

(救済の申立て)

第5条 条例第22条第1項に規定する救済の申立て（以下「申立て」という。）は、擁護委員会にこどもの権利の侵害に関する救済を求める申立書（様式第1号。以下「申立書」という。）を提出することにより行う。

2 前項の規定にかかわらず、申立ては、口頭によることができる。この場合において、擁護委員会は、申立書に記載する内容を聞き取り、こどもの権利の侵害に関する救済を求める口頭申立記録書（様式第2号）に記録して、当該申立てをした者（以下「申立人」という。）に内容を確認するものとする。

(調査等)

第6条 擁護委員会は、条例第22条第1項に規定する救済の申立てがあった場合は、その申立てに関して調査及び調整（以下「調査等」という。）を行うものとする。ただし、申立てが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その限りでない。

- (1) 内容に重大な偽りがあるとき。
- (2) 判決、裁決等により確定した権利関係に関するものであるとき。
- (3) 裁判所において係争中の権利関係又は行政庁において不服申立ての審理中の権利関係に関するものであるとき。
- (4) 議会に請願又は陳情を行っているものであるとき。
- (5) 条例第22条に規定する擁護委員会の職務に関するものであるとき。
- (6) 具体的な権利侵害を含まないものであるとき。
- (7) 次項の同意が得られないとき（同項ただし書の規定に該当するときを除く。）。
- (8) その他擁護委員会が適当でないとき。

2 擁護委員会は、申立人が救済を求める本人又はその保護者（以下「本人又は保護者」という。）以外の者である場合は、調査等に当たり、こどもの権利の侵害に関する救済を求める申立てに関する調査等開始に関する同意書（様式第3号。以下第5項において「調査等開始同意書」という。）により本人又は保護者から同意を得なければならない。ただし、救済を求める本人が置かれている状況を考慮し、擁護委員会がその同意を得る必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 擁護委員会は、第1項本文の規定により調査等を行う場合は、こどもの権利の侵害に関する救済を求める申立てについての調査等通知書（様式第4号）により申立人及び本人又は保護者（以下「申立人等」という。）に通知するものとする。

4 擁護委員会は、第1項ただし書の規定により調査等を行わない場合は、こどもの権利の侵害に関する救済を求める申立人等への通知書（様式第5号。以下「通知書」という。）により、理由を付して当該申立てに係る申立人等に速やかに通知するものとする。

5 擁護委員会は、調査等のために必要があると認めるときは、申立人等からこどもの権利の侵害に関する救済を求める申立てに関する調査等についての同意書（様式第6号）（申立人が本人又は保護者以外の者である場合は、調査等開始同意書）の提出を受け、関係する市の機関その他の者に対し、資料の提出、説明等を求めることができる。

（調査等の中止）

第7条 擁護委員会は、調査等を開始した後においても、前条第1項各号のいずれかに該

当すると認めるときは、調査等の打切りをすることができる。

- 2 擁護委員会は、調査等の打切りをしたときは、前条第4項に準じ、通知するものとする。

(勧告又は要請)

第8条 勧告又は要請は、こどもの権利の救済のための勧告・要請通知書(様式第7号)を通知することにより行うものとする。

- 2 擁護委員会は、調査等を終了したときは、こどもの権利の侵害に関する救済を求める申立てに関する結果通知書(様式第8号)により当該調査等に係る申立人等に通知するものとする。この場合において、勧告又は要請を行ったときは、その概要を合わせて記載するものとする。

- 3 条例第22条第3項の規定による報告の求めは、こどもの権利の侵害に関する是正措置又は制度の改善の状況の報告依頼書(様式第9号)によるものとする。

- 4 条例第22条第4項の規定による伝達は、こどもの権利の侵害に関する是正措置又は制度の改善の状況の報告書(様式第10号)によるものとする。

(通知の方法)

第9条 条例第22条第4項の規定による伝達並びに第6条第4項、第7条第2項及び前条第2項の規定による通知(以下この条において「通知等」という。)は、申立人等が申立人等への通知等以外の通知方法を希望した場合で、その通知方法が申立人等にとって最も適切であると擁護委員会が判断したときは、当該申立人等が希望する通知方法により行うことができる。

(勧告又は要請の公表)

第10条 擁護委員会は、勧告又は要請を行った場合は、申立人等の個人情報配慮した上で概要を公表するものとする。

(運営状況の報告及び公表)

第11条 擁護委員会は、次に掲げる事項を毎年度市長に報告するとともに、その報告の内容について広く周知するものとする。ただし、報告を行うべき事項がない場合はこの限りでない。

- (1) 擁護委員会が受け付けた相談等に関する概要
- (2) 擁護委員会が実施した調査等及び審議に関する概要
- (3) 擁護委員会が行った勧告又は要請及びその是正措置等の状況に関する概要

(4) その他擁護委員会が必要と認める事項

(代表擁護委員)

第12条 委員は、互選により代表擁護委員を決定するものとする。

2 代表擁護委員は、擁護委員会の事務を総理する。

3 代表擁護委員に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員の互選により決定した委員が、その職務を代理するものとする。

(会議)

第13条 擁護委員会は、代表擁護委員が招集する。

2 擁護委員会は、過半数の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 擁護委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、代表擁護委員の決するところによる。

(擁護委員会の独立性)

第14条 市は擁護委員会の独立性を尊重し、その活動を支援するとともに、擁護委員会の意見を尊重しなければならない。

(擁護委員会の事務局)

第15条 擁護委員会の事務局は、こども未来部こども政策課に置く。

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか、擁護委員会について必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、令和7年7月1日から施行する

様式第1号（第5条関係）

こどもの権利の侵害に関する救済を求める申立書

年 月 日

こどもの権利擁護委員会 様

（申立人）氏 名

住 所

電話番号

みよし市こどもの権利条例施行規則第5条第1項の規定により、次のとおりこどもの権利の侵害に関する救済の申立てをします。

1	救済を必要とするこども 氏名 _____ 年齢・学年 _____ 学校名等 _____ 住所 _____ 連絡先（Tel・FAX・E-mail） _____ 保護者氏名 _____
2	申立人と救済を必要とするこどもとの関係
3	他の機関への相談・申立て等の有無 なし あり（機関名等 _____）
4	添付資料 なし あり（別添 枚）
5	申立ての原因となる権利の侵害があった日
6	申立ての原因となる権利の侵害があった場所
7	申立ての趣旨
8	申立ての理由となった権利の侵害の内容

こどもの権利の侵害に関する救済を求める口頭申立記録書

1	救済を必要とするこども 氏名 _____ 年齢・学年 _____ 学校名等 _____ 住所 _____ 連絡先（Tel・FAX・E-mail） _____ 保護者氏名 _____
2	申立人 氏名 _____ 年齢 _____ 電話番号 _____ 住所 _____
3	申立人と救済を必要とするこどもとの関係
4	他の機関への相談・申立て等の有無 なし あり（機関名等 _____）
5	添付資料 なし あり（別添 枚）
6	申立ての原因となる権利の侵害があった日
7	申立ての原因となる権利の侵害があった場所
8	申立ての趣旨
9	申立ての理由となった権利の侵害の内容

様式第3号（第6条関係）

こどもの権利の侵害に関する救済を求める申立てに関する調査等開始に関する同意書

こどもの権利擁護委員会 様

みよし市こどもの権利条例22条第1項に規定する救済の申立てにより、こどもの権利擁護委員が、救済を求める本人（氏名： ）に関する救済の申立てに係る調査及び調整（以下「調査等」という。）を行うことに同意します。

なお、当該調査等において必要な範囲で、下記の者から救済を求める本人の個人情報の提供を受け、これを取得することに同意します。

記

みよし市教育委員会     みよし市                      部                      課     その他（                      ）

年            月            日

<同意者>

救済を求める本人                       救済を求める本人の保護者

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

様式第4号（第6条関係）

こどもの権利の侵害に関する救済を求める申立てについての調査等通知書

年 月 日

様

こどもの権利擁護委員会

みよし市こどもの権利条例第22条第1項の規定により、下記のとおり調査及び調整を開始することを通知します。

記

1 申立て内容

2 調査及び調整の内容

様式第5号（第6条、第7条関係）

こどもの権利の侵害に関する救済を求める申立人等への通知書

年 月 日

様

こどもの権利擁護委員会

年 月 日付けで申立てのありました事項について、みよし市こ  
どもの権利条例施行規則〔 第6条第4項 〕の規定により下記のとおり通知します。  
〔 第7条第2項 〕

記

1 通知事項

2 通知の理由

様式第6号（第6条関係）

こどもの権利の侵害に関する救済を求める申立てに関する調査等についての同意書

こどもの権利擁護委員会 様

みよし市こどもの権利条例第22条第1項の規定による調査及び調整（以下「調査等」という。）に当たり、こどもの権利擁護委員が、救済を求める本人（氏名：

）に関する救済の申立てに係る調査等において必要な範囲で、下記の者から救済を求める本人の個人情報の提供を受け、これを取得することに同意します。

記

みよし市教育委員会     みよし市                      部                      課                       その他（                      ）

年    月    日

申立人

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

様式第7号（第8条関係）

こどもの権利の救済のための勧告・要請通知書

年 月 日

様

こどもの権利擁護委員会

みよし市こどもの権利条例施行規則第8条第1項の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 通知事項

2 通知内容

様式第8号（第8条関係）

こどもの権利の侵害に関する救済を求める申立てに関する結果通知書

年 月 日

様

こどもの権利擁護委員会

年 月 日付けで申立てのありました事項について、みよし市こどもの権利条例施行規則第8条第2項の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 通知事項

2 結果の概要

様式第9号（第8条関係）

こどもの権利の侵害に関する是正措置又は制度の改善の状況の報告依頼書

年 月 日

様

こどもの権利擁護委員会

年 月 日付けでこどもの権利の救済のための勧告・要請通知書により通知した内容について、是正措置又は制度の改善の状況を下記のとおり報告してください。

記

1 通知事項

2 報告期限

年 月 日

様式第10号（第8条関係）

こどもの権利の侵害に関する是正措置又は制度の改善の状況の報告書

年 月 日

様

こどもの権利擁護委員会

年 月 日付けで申立てのありました事項について、是正措置又は制度の改善の状況を下記のとおり報告します。

記

是正措置又は制度の改善の状況